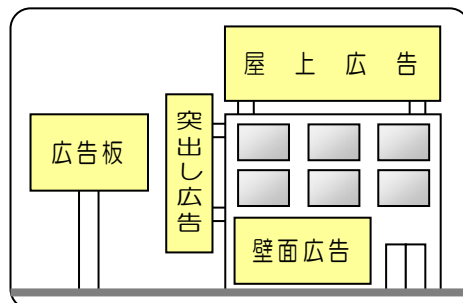


平成26年4月1日に、高松市屋外広告物条例を改正し、



『屋外広告物に関する規制・誘導内容』を見直しました。

平成23年3月に策定した、本市の景観施策の指針である『美しいまちづくり基本計画』に定める目標像（だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる 美しいまち 高松）の実現に向け、屋外広告物に関する規制・誘導内容を見直しました。



1. 主な見直し内容について

(1) 規制対象地域を市域全域に拡大しました。

⇒屋外広告物を表示・設置する際に、許可申請書の提出が必要な地域を主要路線沿線から市域全域に拡大しました。

(2) 信号機を有する交差点の規制を強化しました。

⇒主要な交差点を禁止地域に指定し、一般広告物（店舗まで直進〇〇〇mなど）の表示・設置を禁止しました。（市内35箇所（平成26年12月15日1箇所追加））

⇒主要な交差点以外の信号機を有する交差点から30mの範囲には、案内用広告物（案内距離1km以内等の要件有）以外の表示・設置を禁止しました。

(3) 栗林公園からの眺望景観の保全を図ります。

⇒栗林公園から500mの範囲において、公園内の眺望地点（11箇所）から見えるすべての屋外広告物の表示・設置を禁止しました。

(4) 屋外広告物に使用できる色彩を限定しました。

⇒郊外部（都市計画に定める用途白地地域、都市計画区域外）及び景観形成重点地区等において、屋外広告物に色彩基準を導入しました。

(5) 屋外広告物の適正化に向けた取組を強化しました。

⇒許可申請書の提出者を、原則として『広告主』に限定し、完了届の提出を義務づけました。（施工業者からの申請はできません。）

⇒許可申請手数料を見直しました。（広告表示面積30㎡以上が対象）

【改正後の手数料については、裏面参照】

⇒条例改正により、基準に不適合となる屋外広告物に対し、10年間の経過措置期間を設定するとともに、早期改修に対する補助制度を創設しました。

【補助制度の内容については、裏面参照】

⇒違反広告物に対する、厳正な是正指導を実施します。

2. 許可申請手数料について

(1) 見直しとなる許可申請手数料について

広告板、屋上広告、壁面広告等の手数料を見直しました。(表示面積が30㎡未満で照明装置を有しないものや、電柱広告等については見直しはありません。)

区分	事例 1 面積：15㎡ 照明装置：無	事例 2 面積：35㎡ 照明装置：有	事例 3 面積：150㎡ 照明装置：無	事例 4 面積：300㎡ 照明装置：有
改正前	3,000円	8,000円	18,300円	20,600円
改正後	3,000円	<u>13,800円</u>	<u>42,800円</u>	<u>127,200円</u>

3. 補助制度について

(1) 補助制度の対象となる屋外広告物について

次の要件を満たす屋外広告物が補助制度の対象となります。

- ① 旧条例の規制対象となっている屋外広告物で、「平成26年3月31日」までに、**高松市の許可を受けて表示・設置**しているもの(※1)
- ② 旧条例の規制対象となっていない屋外広告物で、「平成26年3月31日」までに、表示・設置している屋外広告物

※1…許可を受けていない屋外広告物については、『**補助対象外**』となるだけでなく、違反広告物として、**氏名公表を含めた厳正な是正指導の対象**となります。

(2) 補助制度の内容について

補助率・補助限度額・補助期間について

区分	補助期間	補助率	補助限度額
基準 不 適 合	平成25年9月27日～平成28年3月31日	2/3	66.6万円
	平成28年4月1日～平成31年3月31日	1/2	50.0万円
	平成31年4月1日～平成36年3月31日	1/3	33.3万円
禁 止 (※2)	平成25年9月27日～平成28年3月31日	100%	200.0万円
	平成28年4月1日～平成31年3月31日	2/3	133.3万円
	平成31年4月1日～平成36年3月31日	1/2	100.0万円

※2…主要交差点(34箇所(平成26年4月1日以降の追加箇所は除く。))に表示・設置されている一般広告物及び栗林公園から500m範囲において、公園内の眺望地点から見えるすべての屋外広告物

◆問い合わせ先◆

高松市 都市整備局 都市計画課 景観係 TEL087-839-2455